

■ 令和2年度 第2回 新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業 最低賃金専門部会

日時：令和2年10月19日（月）午後1時30分～

会場：新潟美咲合同庁舎9階 新潟地方気象台会議室

（事務局）

ただいまから第2回新潟県電子部門・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、委員の皆様全員のご出席を頂いておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条第6項の規定により、本専門部会は成立しております。

それでは、以降の議事進行を部会長にお願いいたします。

（部会長）

それでは議事に入ります。

最初に、配付資料についての説明を事務局よりお願いいたします。

（室長）

それでは、本日配付いたしました資料についてご説明いたします。

資料No.2になります。これは、新潟県総務管理部統計課が、県の鉱工業指数、景気動向指数、新潟市の消費者物価指数を取りまとめた資料となります。これについては、参考資料としてつけさせていただきます。

続きまして、資料No.3と4になりますが、これについては、日銀の新潟支店が、直近の企業の短観の調査結果資料となります。県内の経済業況判断D Iは、「悪い」が超幅が縮小したとしております。参考までつけさせていただきます。

あと机上配付させていただきました、電子部品の特定最低賃金に関する、今日、これは午前中に出力いたしました。金曜日現在とっていただいていたところだと思っておりますが、全国の特定最賃の審議結果となっております。一応、参考までに、裏面が自動車（新車）の審議結果ということになっております。審議の参考にしていただければと思います。

簡単ですが、以上、資料の説明となります。

（部会長）

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関して、何かご質問ございますでしょうか。よろしいでし

ようか。

それでは、早速ですけれども、最低賃金改定の審議に入らせていただきます。前回の専門部会において、労使双方から業界の現状、それからそれに伴う最低賃金の改正についての基本的なお考えをご説明していただきました。その際に、今日、最初から金額審議に入らせていただきますというようにお話をさせていただいていましたので、まず労使双方から金額のご提示とその理由についてご説明いただきたいと思います。

労使、そのままいていただく中でご説明いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、労働者側の代表からご説明いただいてもよろしいでしょうか。

(梅野委員)

前回の審議会のときに、水準の目安としてというお話をさせていただきました。産業別最低賃金や、高卒初任給の水準に準拠したいという思いがございます。2020年の電機加盟組合の春季闘争において、高卒初任給については、3,000円上昇しております。この3,000円を、全国平均所定内労働時間で割るならば、18.5円。19円という数字がでてきます。

本来であれば、この数字を要求したいところは山々なのですが、昨今の経営状況や世の中の状況を考えるならば、この金額は少し無理があると、私たちも考えました。

そこで、企業内最低賃金について、今回は1,000円上昇しております。この1,000円を、所定内労働時間全国平均で割るならば、6.15円になります。この端数を切り取って6円の要求をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

すみません、追加で。この6円については、これまで電機と比べて、鉄鋼、自動車というのは、ほかの県でも当然ながら我々よりも高い最低賃金を持っております。また、首都圏をみても、我々はまだ低い状況であると。新卒者の県外流出防止、そして優秀な人材確保のためにも、やはりこの6円という金額を、交渉の入口とさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(部会長)

ありがとうございました。企業内賃金の上昇率、上昇額を時給に換算した場合に6円程度ということで、人材確保のためにもこれくらいの水準ということでご提示を頂いたということで、6円ということになりますと、914円ですかね。

分かりました、ありがとうございます。それでは、使用者側のほうからご説明いただけますでしょうか。

(高橋委員)

先日、第1回において、現在も非常に厳しい経済情勢、COVID-19による経済低迷プラスこれからやってくるであろう米中対立による経済的な困難というところも踏まえま

して、私どもは現下の経済情勢では、引き上げは難しい、据え置きという形で求めさせていただきたいと思っております。

理由ですけれども、リーマンショック時を上回る経済環境の悪化ということで、経営者は雇用を守るということで、まず精いっぱいといいますか、力を尽くしております。実際、雇用調整助成金の支給決定件数は、今年9日時点ですでにリーマンショックでの影響を受けた2009年度1年間の決定件数79万件的倍近く、140万件が決定件数となっております。支給決定額についても、1兆7,600億円と。

また、労働者のかたがたが直接申請する休業支援金、給付金につきましても、同じ10月の初めの時点で、26万件余り、額的には207億円というところまで上っております。そうした、まず雇用を守るということに、経営側は全力を尽くしているという状況で、この度は据え置きということでスタートさせていただきたいと思っております。

(部会長)

ありがとうございました。足元のコロナということと、国際情勢ですね。外需の不透明感ということで、リーマンを上回るような経済悪化が生じていて、とにかく雇用優先だということで、現状というご提示で908円のままということですね。

ただいまの労働者側、使用者側のご意見に対して、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

今、双方からご提示いただきました金額には、6円差がありますので、これから個別折衝ということに移らせていただきたいと思いますよろしいでしょうか。

では、事務局のほうで、控え室へご案内してください。

(事務局)

それでは、本日の控え室をご案内いたします。労働者側委員、3階審査室、使用者側委員3階第3小会議室となります。

(個別折衝)

(部会長)

お待たせしました。申し訳ございません。

それでは、本日の審議の結果として、ご確認ですけれども、まず労働者側のほうから最終的な本日のご提示金額をお示しいただけますでしょうか。

(梅野委員)

前回、第1回目の資料で、特賃専門部会資料No.12の7ページ、初任給の上昇額、率の推

移というものがございます。大卒も短大卒も高専卒も載っておりますが、この中で一番低い上昇率である高校卒、基幹職 0.5 パーセントから導き出して、それを 908 円で掛けると、4.54 円になります。四捨五入して 5 円ということをご主張させていただきます。

これについては、例年使っている第 4 表、我々としてはあまり申し上げたくないですが、賃金上昇率 C ランクの男性、これも全体をみたところでは一番低いところの値をあてがって 5.4 円を切り捨てて 5 円。両者間を見て 5 円という主張をさせていただきます。よろしくお願ひします。

(部会長)

ありがとうございました。それでは、使用者側から改めて本日のご提示を頂きたいと思うのですが。

(高橋委員)

COVID-19 による経済の低迷及び今後の米中の全面的な対立による非常な経済的な先行き不安ということも踏まえまして、雇用の確保第一という取組みを考える中で、据え置きということで提案させていただきます。ただ、ゼロに固執するわけではなく、話し合いの進展を目指したいという姿勢で臨みます。

(部会長)

ありがとうございます。それでは、労働者側のほうはプラス 5 円引き上げの 913 円。使用者側はゼロ円で 908 円のままということで、金額の一致に至りませんでした。次回、最後の 10 月 29 日の最終回ということになりますけれども、そちらのほうに審議を移したいと思ひます。

改めまして、使用者側からも労働者側からも全会一致でという理解を頂いているということですし、それから年内発効ということもございますので、次回、両方が歩み寄っていただひて、金額の一致をみるということにさせていただければ、公益の立場の我々としても、大変ありがたいと思ひておりますので、引き続き、それまでの間打ち合わせいただひて、ご検討いただひたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議題、すべて終了しましたので、最後、議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側からは梅野委員、よろしくお願ひします。使用者側からは高橋委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議題、すべて終了しましたので、事務局にお返しいたします。よろしくお願ひいたします。

(事務局)

次回第 3 回専門部会を 10 月 29 日 (木) 午後 1 時半から、9 階気象台会議室で開催しま

すので、よろしく申し上げます。

なお、次回、金額提示の参考となるような資料等がありましたら、事務局に提出していただければと思います。

それでは、第2回専門部会はこれで終わります。お疲れ様でした。